

令和 年 月 日

治癒証明書

保護者様

浅口市立 学校

校長

学校保健安全法第十九条により、下記の理由でお子様の出席停止を指示いたします。

記

1 出席停止者氏名 年 組 氏名

2 出席停止期間
令和 年 月 日から登校しても差し支えないと診断されるまで

3 出席停止理由
感染性疾病の疑い

(注) 感染のおそれがなくなった時に、治癒証明書を主治医に記入してもらい、学校へご提出ください。

年 組 氏名

病名 ()

上記の者は 月 日以降登校しても差し支えないと診断いたします。

令和 年 月 日

医師住所

氏名 印

保 護 者 の 方 へ

- ☆ 学校は多くの子どもたちの集団生活の場であり、学校生活が円滑に実施され、効果をあげるためには学校や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。学校における感染症の予防もその一つであり保護者の方に是非、正しいご理解とご協力をお願いしたいと思います。
- ・校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。(学校保健安全法第十九条)
 - ・学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準は次のとおりとする。(学校保健安全法施行規則第十八・十九条)

	病 名	出席停止の期間の基準
第一種	<p>エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルク病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器 症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ</p> <p>*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。</p>	<p>治癒するまで</p>
第二種	<p>★インフルエンザ (インフルエンザ罹患報告書の提出をお願いします。 医師による治癒証明書の提出は必要ありません。)</p>	<p>幼：発症後五日を経過し、かつ解熱した後三日を経過するまで 小・中：発症後五日を経過し、かつ解熱した後二日を経過するまで</p>
	<p>★新型コロナウイルス (特に提出するものはありません。)</p>	<p>発症後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで</p>
	百日咳	<p>特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</p>
	麻疹	<p>解熱後三日を経過するまで</p>
	流行性耳下腺炎	<p>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨張が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</p>
	風しん	<p>発疹が消去するまで</p>
	水痘	<p>すべての発疹が痂皮化するまで</p>
	咽頭結膜熱	<p>主要症状が消退した後二日を経過するまで</p>
	<p>結核 髄膜炎菌性髄膜炎</p>	<p>病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで</p>
第三種	<p>コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(溶連菌感染症・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎等)</p>	<p>病状により、学校医その他の医師において、その感染のおそれがないと認めるまで</p>

・感染症患者のある家に居住する者、またはこれらの感染症にかかっている疑いのある者については、予防処置の施行の状況、その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

・感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

・感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

*第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)にかかった者については左の期間であるが、病状により学校医等において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

*第二種のインフルエンザについては、特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。